

一宮市ふるさと納税業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

このプロポーザルは、一宮市(以下「本市」という。)のふるさと納税業務(寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品配送、返礼品公募等)を民間事業者に委託することにより、本市及び返礼品提供事業者の事務の効率化を図るとともに、本市の魅力発信、産業振興及び寄附金の増収を図るため、ふるさと納税制度に精通した民間事業者を選定することを目的とする。

2 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により、事業者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 委託業務の概要

- (1) 件名 一宮市ふるさと納税業務委託
- (2) 場所 本市が指定する場所
- (3) 業務内容 「一宮市ふるさと納税業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。
- (4) 契約期間 契約締結日から2027年3月31日まで
契約締結日から2026年9月30日までの間は業務開始に向けた準備期間とし、準備に係る経費は本業務の受託者(以下「受託者」という。)の負担とする。
なお、本市が業務履行状況を良好と認めた場合には、2030年3月31日まで、年度ごと予算の範囲内で随意契約を締結できるものとする。なお、委託料については、地方税法改正により年2.5%ずつ経費率が圧縮されることとなったため、年度ごとに協議を行うものとする。
- (5) 委託料 寄附金額に対する事務経費割合の上限を踏まえ、寄附金額の7%(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

4 選定日程

内容	月日
公募開始	2026年4月15日(水)
質問受付期限	2026年4月24日(金)午後5時
質問に対する回答期限	2026年5月1日(金)
参加申出書類提出期限	2026年5月15日(金)午後5時

企画提案書類提出期限	2026年5月22日(金)午後5時
第1次審査結果・第2次審査日程の通知	2026年6月1日(月)
第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2026年6月10日(水)
第2次審査結果の通知・公表	2026年6月下旬
契約締結・準備の開始	2026年6月下旬

※ 第1次審査は、参加申出者が3者を超えた場合のみ実施する。

※ 選定日程は、市の都合により変更する場合がある。

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者(以下「参加事業者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出期限において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (5) 一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。もしくは契約時に、一宮市入札参加資格者名簿に登録される見込みがあること。
- (6) 「プライバシーマーク」、「ISMS(ISO/IEC27001若しくはJISQ27001)」等の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。
- (7) 一宮市税を滞納していない者であること。
- (8) 愛知県内又は本市近隣市町村に事業所を有する法人であること。
- (9) 過去に都道府県、市町村等において本業務と同等業務についての実績を有すること、又は、同業務の経験を有する者を期間の定めなく雇用していること。
- (10) ふるさと納税の対象となる地方団体の指定取り消しとなった団体の取り消し要因となった年度に同団体において本業務と類似する業務を受託していた事業者でないこと。

6 質問及び回答

- (1) 質問受付

本実施要領及び仕様書に関する質問は、専用URLより提出すること。

(ア) 提出期間：2026年4月24日(金)午後5時まで(必着)

(イ) 専用URL：<https://logoform.jp/form/Z3LR/1187648>



(2) 回答

2026年5月1日(金)までに回答を市ウェブサイトに掲載する。

7 参加申出書類の提出

(1) 提出書類

(ア) 提出日から起算し3か月以内に取得した法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー

(イ) 提出日から起算し1か月以内に取得した一宮市税の未納のない証明書のコピー

※ 提出時点で一宮市に事業所がなく、一宮市民を雇用していない場合、提出不要。

(ウ) プライバシーマーク、「ISMS (ISO/IEC27001若しくはJISQ27001)」等を取得している証書のコピー

(2) 提出方法及び提出先

(1) 提出書類を専用URLから提出

専用URL：<https://logoform.jp/form/Z3LR/1184988>



(3) 提出期限

2026年5月15日(金)午後5時まで(必着)

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

(ア) 企画提案書

- 任意様式としA4又はA3サイズで記載面を20枚以内とする。ただし、表紙、裏表紙、目次を除く。
- 別紙1「一宮市ふるさと納税業務委託プロポーザル審査基準」にある「評価項目」に沿って記載すること。

(イ) 様式第1号・・・会社概要

(ウ) 様式第2号・・・誓約書兼同意書

(エ) 様式第3号・・・業務実施体制の見込み

(オ) 様式第4号・・・参考見積書

(カ) 直近3年間の財務資料(貸借対照表、損益計算書又はその他これに準ずるもの)

- (キ) 定款・約款
- (2) 提出部数
 - (1)の(ア) : 8部
- (3) 提出方法及び提出先
 - (ア) 提出方法 (1)の(ア) : 持参又は郵送
(1)の(イ)～(キ) : Eメール
 - (イ) 提出先 〒491-8501
愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市活力創造部産業振興課
ふるさと納税プロポーザル担当
電 話 0586-28-8982
Eメール furusato@city.ichinomiya.lg.jp
- (4) 提出期限
2026年5月22日(金)午後5時(必着)
- (5) その他
参加事業者が3者を超えた場合、企画提案書の審査により採点結果の上位3者にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

9 企画提案書等の審査

- (1) 審査方法
 - (ア) プロポーザルの参加申出者(3者を超えた場合は、企画提案書の審査で選定した上位3者)を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本市が設置する「一宮市ふるさと納税業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において選考のうえ、最優秀者及び次点者を選定する。
 - (イ) 各委員が評価点の高い順に1位から順位を付し、順位の合計値が小さい順に最優秀者及び次点者を決定する。
 - (ウ) 順位の合計値が最も小さい事業者が複数の場合は、別紙1「一宮市ふるさと納税業務委託プロポーザル審査基準」の評価項目の評価点が最も高い参加申出者を契約候補者として選定する。
 - (エ) 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
 - (オ) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止(本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。)又は契約締結前に排

除措置を受けた場合も同様とする。

- (カ) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(2) 審査基準

別紙1「一宮市ふるさと納税業務委託プロポーザル審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

- (ア) 会場、集合時刻等については、別途通知する。

(イ) 出席者

責任者を含め3名までとし、実際に業務に携わる者が1名以上出席すること。

(ウ) 実施方法

- ・ プレゼンテーションは15分以内とし、ヒアリング(質疑応答)は15分以内とする。
- ・ パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合は、各参加申出者でパソコンを用意すること。
- ・ 本市は、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルを用意する。
- ・ 審査は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

(エ) 留意事項

- ・ 事前に提出した企画提案書等の資料以外は使用しない。
- ・ プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(4) 審査結果

審査結果は、全ての参加申出者(辞退者を除く)にEメールで通知するほか、最優秀者名を本市ウェブサイトで公表する。

10 失格・無効

参加申出者が次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 本要領に示した参加資格を有しない者のした提案
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (4) 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

- (5) 見積金額が寄附想定額の46%を超える提案
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (7) 業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (8) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、委託業者としてふさわしくないと市長が認めたとき。
- (9) その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

11 契約の締結

- (1) 9(1)における契約候補者と契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約方法は随意契約とする。
- (3) 契約手続は、一宮市契約規則の定めによる。
- (4) 契約金額は、プロポーザルの提案金額でなく、本市の予算額とする。

12 その他

- (1) 参加申出者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類一式は日本語、通貨は日本円とすること。
- (3) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用(企画提案書作成費用、交通費等)は参加申出者の負担とする。
- (4) 提出後の書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、一宮市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (6) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加申出者が負う。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けない。
- (9) 提出書類の著作権は、参加申出者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加申出者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (10) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (11) 協力事業者等に本プロポーザルの全部を委託し、又は請け負わせてはならない。
- (12) 本プロポーザルに参加することで知り得た情報及び内容を本市の許可なく第三者に漏えいしてはならない。本プロポーザル終了後も同様とする。

- (13) 応募状況により選考方法、選考日程を変更することがある。その場合、参加
申出書の提出事業者に連絡を行う。

13 問い合わせ・書類提出先

一宮市活力創造部産業振興課(本庁舎9階) ふるさと納税プロポーザル担当

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

電 話 0586-28-8982

E-mail furusato@city.ichinomiya.lg.jp